

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

太良町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 太良町全地域

(1) 現況

本地域は、東に有明海、西に多良岳山系に連なる丘陵部に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性を活かし、温州みかんなど栽培が盛んに行われている。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	太良町全体	法第3条第3項第1号、第2号、第3号の各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

（１）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

太良町全域（特定農山村法及び過疎法の指定地域）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1／20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）緩傾斜農用地については、田1／100以上1／20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満であって、以下のa～dのいずれかに該当する場合には交付金の対象とする。

（a）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

（b）急傾斜農用地と営農上の一体性を有する緩傾斜農用地

同一集落内において、一団の急傾斜農用地と一団の緩傾斜農用地が営農上の一体性を有する（耕作者等が概ね重複し、かつ、それらの耕作者等により共同取組活動が行われている）場合。

（c）緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

（i）緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30％以上、耕作放棄率：田5％以上、畑、草地及び採草放牧地10％以上）

（ii）土壌条件が著しく悪い場合

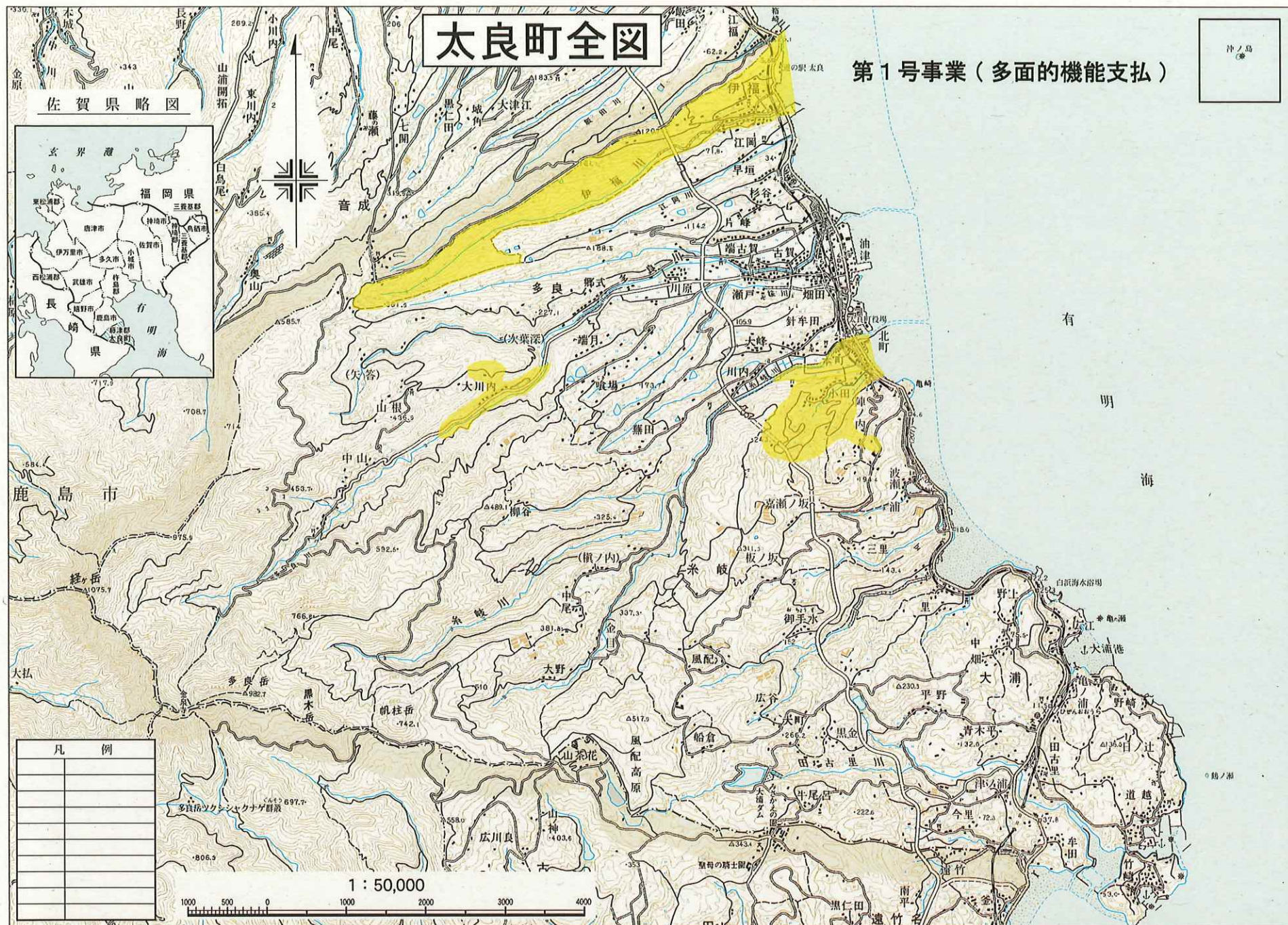
（iii）その他

（d）緩傾斜畑が急傾斜田に混在している場合

（２）その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

- (ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。
 - (イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和 11 年度までに耕作放棄地を復旧することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。
 - (ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。
- イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。
- ウ 現に自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。
- また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。
- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。





編纂印刷 東亜建設技術KK ☎福岡 (092) 892-7710